

保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第四百九十六号）  
**【令和二年四月一日施行】**

改正後		改正前	
別表第一		別表第一	
(略)	(略)	(略)	(略)
水晶体再建に眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズを使用した療養	水晶体再建に眼内レンズ（その他のものに限る。）を使用した療養	(新設)	(新設)